

もんじゅ廃止措置における 放射性廃棄物処理設備の整備に係る検討状況

R4年 月 日 日本原子力研究開発機構(JAEA)

1. もんじゅの廃棄物管理について

第34回もんじゅ安全措置監視チーム会合より抜粋

セメント固化装置の性能等の更新に係る詳細な計画について2020年度までに変更認可を受ける旨の記載を取り下げ、第2段階に着手するまでにセメント固化装置の整備計画(スケジュール)について変更認可を受ける旨とするよう届出

【実施内容詳細と検討事項】

- ◆課題を解決し、以下のとおり段階的にセメント固化装置の整備を進める。
- → セメント 固化装置の整備計画(設置時期)を提示(第2段階開始まで) 解体計画を含む廃止措置全体を俯瞰し、最適なセメント固化装置の仕様、 設置方法等の提示(設備整備開始まで)
- ◆ 以下の課題を解決し、セメント固化装置を整備する必要がある。
- →しゃへい体等やナトリウム機器の洗浄作業に伴い放射性液体廃棄物が 発生
- →作業に応じて変化する廃液の性状や量は固有

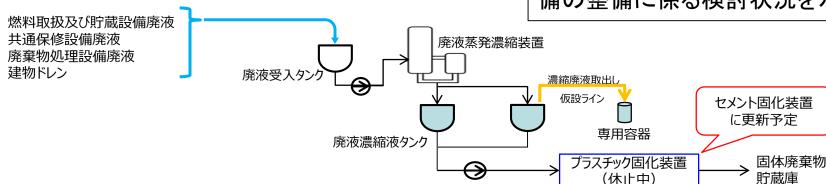
・第1段階での燃料体の取出しの経験により濃縮廃液の 発生量の予測精度が向上

・廃止措置の全体像の検討が進み、液体廃棄物、固体 廃棄物の発生のタイミングも見通せるようになってきてい る。



これらに基づいて

- 1. 濃縮廃液の発生量の予測
- 2. セメント固化装置を含めた全体の廃棄物処理設備の整備に係る検討状況を示す。



注 廃液濃縮液は固体廃棄物として処理する

2. 今後の濃縮廃液の発生量の予測について

- 当初燃料体の処理に伴って発生する廃液の発生量を保守的に見積もって、濃縮廃液となる量を 推定し、廃液濃縮液タンク容量を超える懸念があったために、セメント固化装置の導入計画を定 める旨、廃止措置計画に記載。
- 第1段階での燃料体処理の経験を通じて、濃縮廃液の発生量の予測精度が向上し、以下の見通しを得た。

濃縮廃液の発生量の予測(第2段階以降:しゃへい体等の取出しに伴う洗浄作業)

しゃへい体等の取出し作業に伴って発生する濃縮廃液を考慮しても、既設の廃液濃縮液タンクの貯蔵容量(約13m³)を超えないと評価している。なお、第2段階後半以降、炉心構成要素の取扱の予定はなく、通常の廃液の処理においては、濃縮廃液の発生は僅かのため、第2段階終了時点においても貯蔵容量(約13m³)を超えないと評価している。

廃液濃縮液タンク	第1段階終了時点の廃液濃縮	第2段階前半終了時点の廃液濃縮	第2段階終了時点の廃液濃縮
貯蔵容量	廃液タンクの推定貯蔵量	液タンクの推定貯蔵量	液タンクの推定貯蔵量
約13m³	8.3m ³	11.8m³	11.8m³

混錬固化体作製装置(セメント固化装置含む。)の導入時期を第2段階完了時点としても、既設 の廃液濃縮液タンクの貯蔵容量に達しないことを確認した。 3. 廃棄物処理の全体像 別添1 廃止措置全体像と第2段階ロードマップ (1)廃止措置全体像と放射性廃棄物発生 第2段階後半 第2段階範囲 第2段階完了条件:①バルクNa搬出完了、②Na設備解体着手準備完了、 のタイミング(例) 第2段階前半 ③放射性廃棄物等の準備完了、④施設運用最適化 第1段階 第4段階 第3段階(廃止措置期間 I) 第2段階 (解体準備期間) (燃料体取出期間) (廃止措置期間Ⅱ) 核燃料物質の輸送、譲渡しは、第2段階に着手するまでに検討の上、廃止措置計画に反映する。 燃料体取出し、管理 炉心からの取出し 燃料池での保管 ②C)解体着手に必要なしゃへい体等の取出し完 ①A) 放射性バルクナトリウムのサイト外搬出完了 Na 設備維持 設備休止 しゃへい体等取出し 進 設備 設備解体、解体後処理 設備運用 抜出 (残留ナトリウム低減、 原子炉容器 隔離 (解体物移送、付着Na洗浄等) 設備運用 搬出 安定化) 放射 設備復旧 Na 設備休止 解体後処理 設備休止 左記の廃止措置手 設備 Na 0 1次系 設備運用 抜出 解体前処理、解体撤去 (解体物移送, 順は代表例であり、 抜取 隔離 Na抜出設備整備 搬出 付着Na洗浄等) 具体的な手順は系 性 മ 統設備毎に異なる。 解体後処理 設備維持 Na 設備 しゃへい体等取出し EVST系 Na 設備運用 抜出 解体前処理、解体撤去 (解体物移送、 抜取 隔離 (1補系含む) Na抜出設備整備 設備運用 搬出 付着Na洗浄等) ②F) 放射性設備の解体着手に必要な汚染分布評価完了 汚染の分布に関す ③G) 放射性廃棄物発生量評価に必要な汚染分布評価完了 汚染分布評価 る評価 ④J) 放射性物質の量、性状等の評価 ③H) 放射性設備の解体着手に必要な 建物等解体撤去 建屋除染 建屋解体 廃棄物処理整備完了 セメント固化設備整備 廃棄体(均質固化体)作製 搬出 放射性固体廃棄物の 育菓体化に必要な諸設備整備 廃棄体(充填固化体)作製 搬出 処理:処分 クリアランス検認諸設備整備 クリアランス測定 搬出 設備の運転に伴い発生する廃棄物 もんじゅで発生する 放射性廃棄物 放射性ナトリウム機器解体・撤去に伴い発生する廃棄物 解体前処理、解 設備解体、解 体撤去開始 体後処理完了

性状別(気体、液体、固体)の廃棄物の発生タイミングについては、廃止措置各段階と性状別の廃棄物発生のタイミング(例)として示す。

3. 廃棄物処理の全体像

(2)廃止措置各段階と性状別の廃棄物発生のタイミング(例)

設備の運転に伴い発生する廃棄物

放射性ナトリウム機器解体・撤去に伴い発生する廃棄物

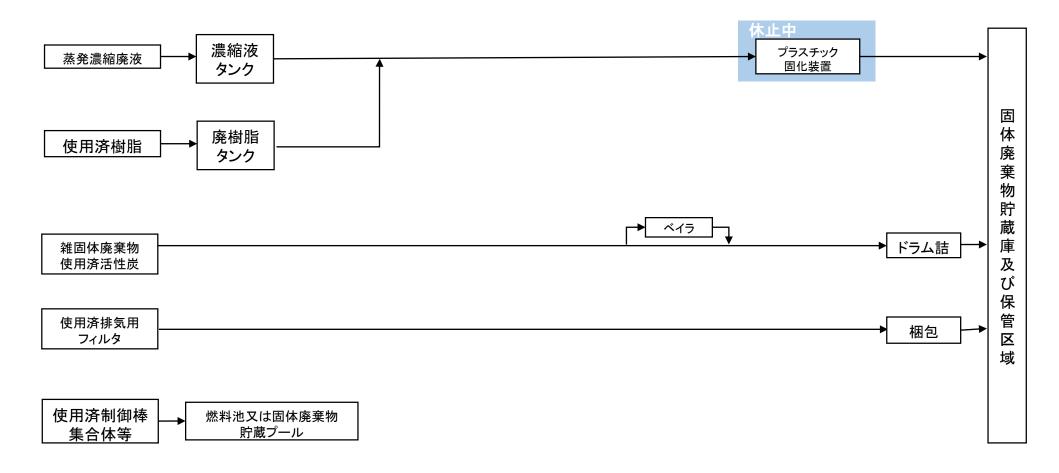


廃止措置全体像の検討の結果以下のことが分かった。

- ・第2段階までは、設備の運転に伴い発生する放射性廃棄物が発生する。
- ・第3段階以降に、放射性ナトリウム機器の解体・撤去に伴う放射性廃棄物が発生する。

3. 廃棄物処理の全体像

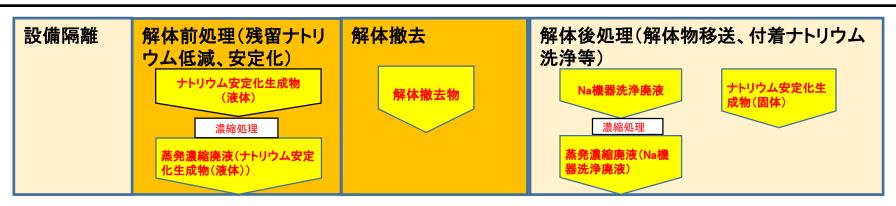
(3) 第2段階までの管理フロー(案)



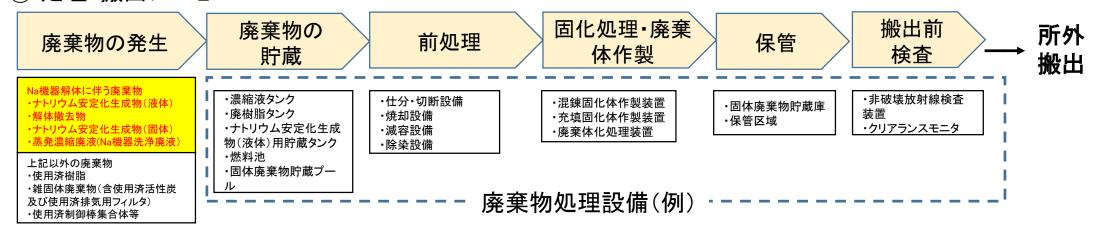
第2段階までは放射性ナトリウム機器解体・撤去に伴う廃棄物は発生しないため、放射性固体廃棄物の処理・処分設備の改造・新規設置は計画していない。

- 3. 廃棄物処理の全体像
- (4)第3段階以降の管理フロー(案)
 - ① 発生プロセス

第3段階以降に発生する固体廃棄物は廃止措置のプロセス毎に発生し、それぞれの性状・量に応じた処理設備が必要となる。

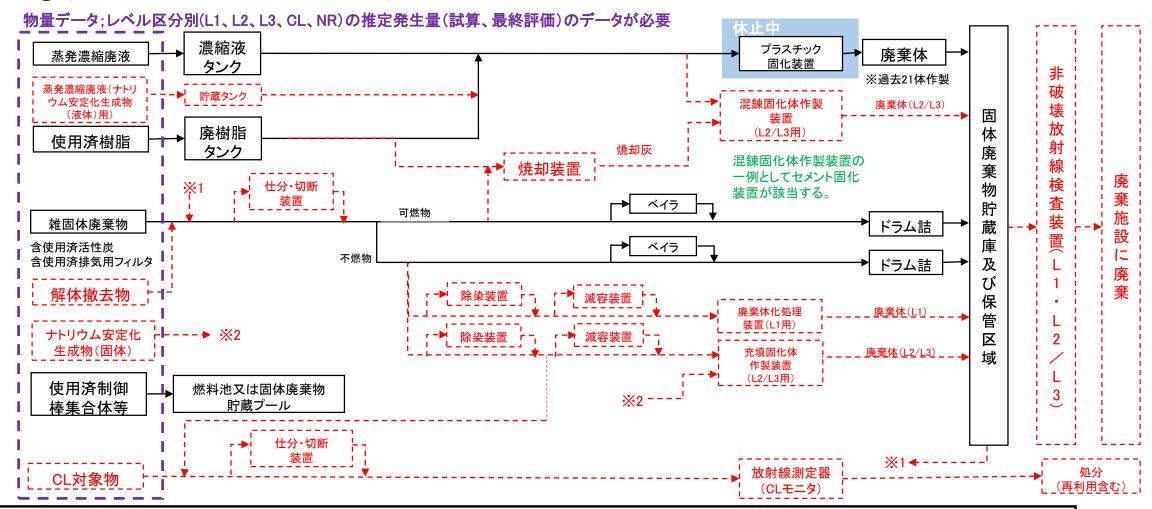


② 処理・搬出プロセス



これらの処理設備を組み合わせた全体の廃棄物の処理を第3段階の廃棄物プロセスフロー(案)として示す。

- 3. 廃棄物処理の全体像
- (4)第3段階以降の管理フロー(案)
- ③第3段階以降のプロセスフロー(案)



第3段階以降は解体に伴う放射性廃棄物が発生するため、処理施設を適切に組み合わせて新設する必要がある。解体前処理・解体・後処理の方法により様々な性状・量の廃棄物が発生する。今後、汚染の分布評価の評価結果から得られた物量データが得られることから、解体前処理・解体・後処理の方法と廃棄物処理施設の設計仕様が安全・確実に処理・搬出できる最適解となるよう検討を進める。セメント固化装置の導入計画は、混錬固化体作製装置の導入の検討項目の一つとして位置付ける。

4. まとめ

- ・混錬固化体作製装置(セメント固化装置含む。)の導入時期を第2段階の後半までに策定する方針としても、既設の廃液濃縮液タンクの貯蔵容量に達することはないことを確認した。
- ・廃棄物処理設備の整備にあたり、Na機器の解体準備及び解体に係る工程に基づいて、廃棄物の処理・処分フローを検討した結果、第2段階では解体に伴う放射性廃棄物が発生しないことを確認した。
- ・第3段階以降は解体前処理・解体・後処理の方法により、様々な性状・量の廃棄物が発生する。今後、汚染の分布評価の評価結果から得られた物量データが得られることから、解体前処理・解体・後処理の方法と廃棄物処理施設の設計仕様が安全・確実に処理・搬出できる最適解となるよう検討を進める。
- ・従って、セメント固化装置の導入計画は、混錬固化体作製装置の導入の検討項目のの一つとして位置付け、第3段階までに導入計画を策定することする。